



平成 27 年 2 月 9 日

各 位

会社名 多木化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 多木 隆元
(コード 4025 東証第一部)
問合せ先 総務人事部統括マネージャー
正木 貴久
(TEL. 079-437-6002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 3 月 26 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行会社法の規定に基づき、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更案第 27 条（取締役の責任免除）及び第 34 条（監査役の責任免除）として新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」）が平成 26 年 6 月 27 日に公布され、定款の定め業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、改正会社法の施行日（平成 27 年 5 月 1 日）に、変更案第 27 条第 2 項及び変更案第 34 条第 2 項の一部を変更することとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (3) 取締役の責任免除（変更案第 27 条）の新設及び変更（附則第 1 条）の議案を株主総会に付議するに際しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記条文の変更に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 3 月 26 日 (木)

(2) 定款変更の効力発生日

①取締役及び監査役の責任免除に関する規定ならびに社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設

平成 27 年 3 月 26 日 (木)

②非業務執行取締役及び社外監査役以外の監査役との責任限定契約に関する規定の変更

平成 27 年 5 月 1 日 (金) (改正会社法施行日)

以 上

【別表】

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第5条 【 条文省略 】</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第5条 【 現行定款どおり 】</p>
<p>第2章 株 式 第6条～第12条 【 条文省略 】</p>	<p>第2章 株 式 第6条～第12条 【 現行定款どおり 】</p>
<p>第3章 株主総会 第13条～第18条 【 条文省略 】</p>	<p>第3章 株主総会 第13条～第18条 【 現行定款どおり 】</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第26条 【 条文省略 】 【 新 設 】</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第26条 【 現行定款どおり 】</p>
	<p>(取締役の責任免除) <u>第27条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 <u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第32条 【 条文省略 】</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第33条 【 現行定款どおり 】</p>

現行定款	変更案
<p>(社外監査役の責任減免)</p> <p>第 33 条 【 新 設 】</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条～第 36 条</p> <p>【 条文省略 】</p> <p>【 新 設 】</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 37 条</p> <p>【 現行定款どおり 】</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>第 27 条第 2 項は、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行日である平成 27 年 5 月 1 日に、次のとおり変更する。</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>第2条 第34条第2項は「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日である平成27年5月1日に、次のとおり変更する。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、附則第1条および第2条により第27条第2項および第34条第2項が変更された後、これを削除する。</u></p>

以上